

学齢期相談のお知らせ



白山手取川ジオパークイメーজキャラクター
ゆきママとしずくちゃん

白山市発達相談センターとは？

発達障害等で困難をお持ちの方やそのご家族、関わる方等を、幼児期、学齢期・青年期、成人期の各ライフステージを通して支援する、白山市の相談機関です。

学齢期相談では

- 発達障害の診断がある小中学生に関する相談
 - 発達の遅れ、偏り、気がかり等がある小中学生に関する相談
- 等を行っています。

ご希望の方は、まず電話でお申し込みください(相談は予約制です)

相談対象

白山市内在住の小・中学生本人とその保護者

※令和6年能登半島地震関連等で市内小中学校に通っている方は、白山市に住民票がなくてもご相談ください。

相談内容

例えば・・・

- 学習面で学年相応の授業を理解することが難しい
- 実年齢よりも興味の対象や遊び方が幼い
- 言葉によるコミュニケーションにつまずきがある
例 ・発音が非常に不明瞭
・どもり、つまり等がありスムーズに話せない
・家ではよく話すのに、外や学校では言葉を発することができなくなる 等
- 状況や相手の意向を考えず、自分の好きな事を一方的にしゃべってしまう
- マイペースで周囲の状況に合わせた行動が苦手
- 人から注意されたり間違いを指摘されると、怒ったり、混乱して大声をあげる、パニックになる
- 忘れ物が極端に多く、よく物をなくし、生活上に大きな支障が出ている
- 片付けや物の管理が年齢相応にできない
- 年齢平均よりも落ち着きがなく、気が散りやすい
- 思い立つと結果を予測せずに衝動的に行動したり、カッとなると相手を叩いてしまう
- 文字を「読む」こと、「書く」ことが、学年平均に比べて非常に困難
(例 問題を耳で聞いて、口頭で答えることは出来るが、同じ問題でも文字で問題文を「読んで」、答えを文字で「書く」ことが難しい)

など

相談の流れ

①電話で相談予約

※本人又は保護者の方からお電話ください。
相談内容について簡単にお聞きします。

②本人又は保護者の初回個別相談

※初回は約1～1.5時間程度

③その後、必要や希望に応じて

- 本人のために保護者が出来ることについての提案・相談(保護者継続相談)
- 本人の相談(本人継続相談)
- 学校や放課後児童クラブ等、さまざまな場面での本人の様子確認、聞き取り、関係機関と連携した環境調整
- 本人に適した教育環境についての相談
- 本人に適した義務教育以降の進路選択についての相談
- 医療機関受診についての情報提供・紹介
医療機関と連携した継続支援
- 障害者手帳(療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)取得についての相談・情報提供
- 障害福祉サービス(放課後等デイサービス等)についての相談・情報提供 など

※当センターでは、学習支援等は行っていません。

相談予約・お問い合わせ

白山市発達相談センター

月～金曜日 9:00-17:00 (年末年始・祝日は除く)

Tel.076-276-8819



発達障害に関する啓発イベント、講演会等の情報はホームページをご覧ください➡